

京都市における感染症, 食中毒等に関する連絡先について

日ごろは、京都市保健衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、京都市における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に規定する感染症（結核、腸管出血性大腸菌など）と診断された場合の届出先及び食中毒（疑い）等に関する連絡先は、平成29年4月1日以降、以下のとおり変更されておりますので、お知らせいたします。

引き続き、感染症法に基づく感染症患者を診断した場合や、食中毒を疑う患者を診察した場合には、以下に御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

※感染症法に基づく感染症の届出の詳細については、京都市ホームページ「感染症発生動向調査事業に関する届出様式」をご覧ください。（[京都市 感染症 届出](#) で検索をお願いします。）

項目	開庁日 (開庁時間: 8:30~17:00)	休日・夜間 (夜間: 17:00~翌8:30)
感染症	医療衛生センター 感染症対策担当 (全行政区担当) TEL 746-7200 FAX 251-7233	最寄りの区役所へご連絡ください。 【区役所】 北 区 TEL 432-1181 上京区 TEL 441-0111 左京区 TEL 702-1000 中京区 TEL 812-0061 東山区 TEL 561-1191 山科区 TEL 592-3050 下京区 TEL 371-7101 南 区 TEL 681-3111 右京区 TEL 861-1101 西京区 TEL 381-7121 伏見区 TEL 611-1101
食中毒等	医療衛生センター 北東部ブロック (北区, 上京区, 左京区, 東山区担当) TEL 746-7211 中部ブロック (中京区, 下京区担当) TEL 746-7212 南東部ブロック (山科区, 南区, 伏見区担当) TEL 746-7213 西部ブロック (右京区, 西京区担当) TEL 746-7214	※感染症発生届の送付先は、休日・夜間でも 同じFAX番号(251-7233)です。 ※休日・夜間の場合は、FAX送付の上、区 役所にご連絡ください。

院内感染に関する事案

医務衛生課 TEL 213-2983

※休日・夜間については、区役所の宿直担当者が対応しますので、感染症又は食中毒等の内容及び御連絡先をお伝えください。

宿直から医療衛生センター担当者に連絡を入れ、医療衛生センター担当者から折返しご連絡いたしますので、お待ちください。